

災害復旧に係る広島県県費預託融資制度

自然災害により被災した中小企業への復旧資金の融資制度

大雨等による自然災害により直接被害を受け、復旧資金が必要な方が利用できます。

項目	内容																				
資金名	倒産防止等資金（県指定等）																				
対象者	県内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者、組合等で、自然災害により直接被害を受け（※）、復旧資金を必要とする者 ※ 市町が発行する「り災証明書」が必要です。																				
資金用途	運転資金及び設備資金																				
融資限度額	中小企業者 4,000万円 組合等 8,000万円 ※ ただし、復旧経費の範囲内を限度とする。																				
融資期間	運転資金 10年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置3年以内） ※ 運転資金と設備資金を併用する場合は、運転資金の融資期間を適用。																				
融資利率 (平成30年4月1日現在)	固定金利（保証付き）1.1% （保証なし）1.4%																				
信用保証	原則として、広島県信用保証協会の保証付きとする。 (%) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr></thead><tbody><tr><td>料率</td><td>1.33</td><td>1.22</td><td>1.08</td><td>0.94</td><td>0.80</td><td>0.70</td><td>0.56</td><td>0.54</td><td>0.40</td></tr></tbody></table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率	1.33	1.22	1.08	0.94	0.80	0.70	0.56	0.54	0.40
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
料率	1.33	1.22	1.08	0.94	0.80	0.70	0.56	0.54	0.40												
担保・保証人	担保は、取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。 保証人は、法人の代表者を除き、原則不要。																				
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行、みずほ銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合、笠岡信用組合																				
申込方法	融資を希望する方は、市町が発行する「り災証明書」を添付して、取扱金融機関に申し込んでください。																				

【お問い合わせ先】

広島県商工労働局 経営革新課 (TEL) 082-513-3321